



# 鳥取県公報

令和5年6月20日（火）  
第9508号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	開発行為に関する工事の完了（2件）（317・318）（東部建築住宅事務所）・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（319）（企業支援課）・・・・・・・・ 2
	指定障害児通所支援事業者の指定（320）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し（321）（〃）・・・・・・・・ 3
	開発行為に関する工事の完了（322）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・ 3
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（38）・・・・・・・・ 4
◇ 海区漁調 委告示	きじはたの採捕の制限（2）・・・・・・・・ 4

# 告 示

## 鳥取県告示第317号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和5年6月20日

鳥取県東部建築住宅事務所長 中 江 浩 樹

- 1 開発許可の年月日及び番号  
令和4年11月9日 鳥取県指令第202200194646号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
岩美郡岩美町大字浦富字東出逢
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥取市永楽温泉町563  
鳥取不動産ねっと株式会社 代表取締役 土橋 健二  
倉吉市八屋140-2  
株式会社ウッズカンパニー 代表取締役 谷本 弘樹

## 鳥取県告示第318号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和5年6月20日

鳥取県東部建築住宅事務所長 中 江 浩 樹

- 1 開発許可の年月日及び番号  
令和4年11月9日 鳥取県指令第202200194647号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
岩美郡岩美町大字浦富
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
倉吉市八屋140-2  
株式会社ウッズカンパニー 代表取締役 谷本 弘樹

## 鳥取県告示第319号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年6月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
丸合五千石店 米子市福市1676ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 米子市東福原二丁目19-48
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日  
令和5年6月1日

- 5 届出年月日  
令和5年6月1日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書
- 7 縦覧に供する期間  
令和5年6月20日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第320号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月20日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
株式会社 M a o	境港市上道町 2231-2	さかいM a o	境港市上道町2231-2	児童発達支援	令和5年6月 10日

**鳥取県告示第321号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月20日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	取消年月日
合同会社幸照	日野郡日野町 舟場241-2	アヴニール幸照	日野郡日野町舟場 241-2	就労継続支援B 型	令和5年8 月31日

**鳥取県告示第322号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和5年6月20日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- 1 開発許可の年月日及び番号  
令和5年4月28日 鳥取県指令第202300028188号  
令和5年6月6日 鳥取県指令第202300069424号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市財ノ木町字中灘
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市芝町947-1

中林 剛

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第38号

令和5年第7回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年6月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日時 令和5年6月26日（月） 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
  - (1) 市町村選挙管理委員会・市町村明るい選挙推進協議会研修会について
  - (2) その他

## 海区漁業調整委員会告示

### 鳥取海区漁業調整委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、きじはたの繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

令和5年6月20日

鳥取海区漁業調整委員会会長 板 倉 高 司

- 1 指示内容  
鳥取県海面において船舶を使用して全長27センチメートル未満のきじはたは、採捕してはならない。また、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。
- 2 指示期間  
令和5年7月1日から令和8年6月30日まで